

2025年度 筑波大学オープンファシリティー 利用者登録申請書

筑波大学オープンファシリティー登録機器の委託利用について、下記のとおり申請いたしますので、承認願います。

なお、利用に際しては、筑波大学オープンファシリティー推進支援室登録機器共同利用等実施要項及び各機器/業務の利用上の注意事項を遵守します。

所属機関名			
利用責任者 (支払者)	住所	〒 -	
	組織等名 (部署名)		
	氏名	職名	
	E-mail	電話番号	
(※利用責任者欄には、利用負担金支払いの責任を負う方を記載してください。)			
※上記と異なる支払者 の場合に記入	住所	〒 -	
	組織等名 (部署名)		
	氏名	職名	
	E-mail	電話番号	

利用目的	<input type="checkbox"/> 学術利用 <input type="checkbox"/> 社内利用 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

利用登録者	組織等名 (部署名)	職名 (学年)	alphabet (Family Name),(First Name)	電話番号	E-mail	居住性/ 特定類型 自己申告 ※10
			氏名 (),()			
			(),()			
			(),()			
			(),()			
			(),()			
			(),()			

※免責 (筑波大学オープンファシリティー推進支援室登録機器共同利用等実施要項(抜粋))

第19条 第9条により外部利用者が登録機器を利用した場合に、本学はその得られたデータを保証しない。

第10条による委託利用の場合も同様とする。

2 共同利用等により外部利用者に発生した損害又は損失については、本学はいかなる責任も負わず、損害賠償義務は一切ないものとする。

※注意事項

- この利用者登録申請書は、筑波大学オープンファシリティー推進支援室(以下「OF推進支援室」という。)に提出願います。
- 上記利用者登録申請書の内容に変更が生じた場合には、速やかに筑波大学OF推進支援室に連絡してください。
- 利用負担金は、原則、年4回(4-6月分:7月、7-9月分:10月、10-12月分:1月、1-3月分:3月)請求処理を行います。
一定期間中に同一の研究機関・企業等から複数の利用があった場合には、それらを一括して当該研究機関・企業等へ請求を行いますので、ご了承願います。
- 利用者登録申請書は、年度毎に手続きが必要となります。
- 本学が発行する請求書に定めた納付期限までに支払わないときは、利用承認取り消しの対象となります。
- 委託業務対応機器の故障等の不測の事態が発生した場合は、対応時期の延期又は申込の取消をお願いすることがあります。
なお、それに関わる損害請求は受付いたしかねますので、ご了承願います。
- 本学では、第三者認証を取得していませんので、データ保証はいたしかねます。得られたデータは利用者責任で取扱ください。
- 利用講習会を受講する場合には、別途講習受講に伴う費用負担が発生することがあります。
- 持込物質によっては、制限がある場合がありますので、各機器の管理者に事前に相談してください。
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書の提出が必要となる場合がありますので、居住性および特定類型の該当性など以下の3つから選択し自己申告をお願いします。

- ・【非居住者】本邦に入学後6月以上経過していない外国人、本邦内の事務所に勤務していない外国人、外国に居住する者など
- ・【特定類型に該当】類型①(外国政府等及び外国法人等(外国の大学・研究機関を含む)と雇用契約等を結んでいる)または、
類型②(外国政府等から多額(年間所得のうち25%以上)の経済的利益を受けている)に該当する者
- ・【いずれにも該当しない】特定類型に該当しない居住者

参考: 経済産業省安全保障貿易管理HP <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

特定類型該当性に関する誓約書の例 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_seiyakusho.pdf

<事務局記入欄>

受入可否	承認	不承認	管理者備考欄
	月 日	月 日	